

シリーズ「働き方」が変わります～第1回～

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されますが、その内容をシリーズでお伝えします。

年5日の年次有給休暇の取得が、企業に義務づけられます

施行：2019年4月～

使用者は、10日以上有給休暇が付与されている全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

【現在】

労働者が自ら申し出なければ、年休を取得できませんでした。

労働者が使用者に
取得希望時季を申出
例「月×日に休みます」



月×日に年休が成立

労働者

使用者

そもそも、希望申出がしにくいという状況がありました
我が国の年休取得率：49.4%

【改正後】

使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定。年5日は取得していただきます。

① 使用者が労働者に
取得時季の希望を聴取



労働者の希望を踏まえ
使用者が取得時季を指定

例「月×日に休んでください」

労働者

使用者

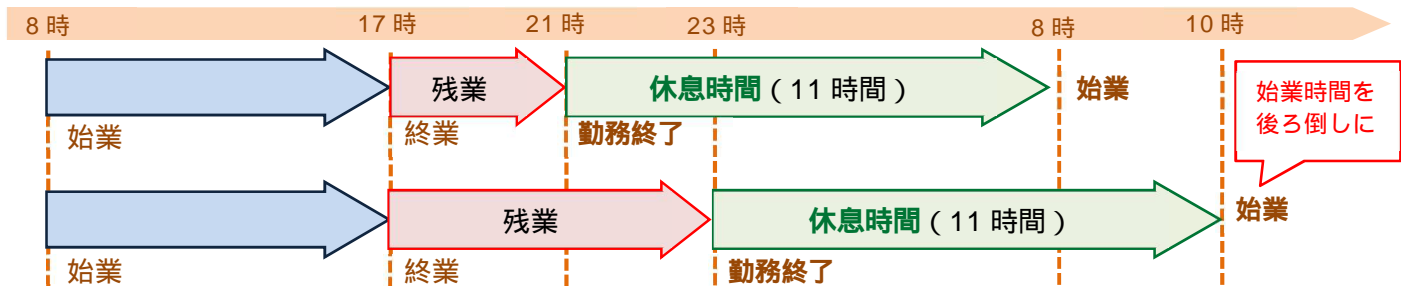
月×日に年休が成立

「勤務間インターバル」制度の導入を促します

施行：2019年4月～

「勤務間インターバル」制度とは、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。この仕組みを企業の努力義務とすることで、働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。

【例：11時間の休息時間を確保するために始業時間を後ろ倒しにする場合】



平成30年7月豪雨の復旧工事における労働災害防止の徹底について

建物の解体・改修及び道路・水道等のインフラ復旧工事等における労働災害の増加が懸念されます。
土砂崩壊災害の防止 土石流災害の防止 墜落・転落災害の防止 熱中症の予防 建築物等の解体・改修作業等における石綿ばく露防止について、特にご注意ください。

労働条件・賃金・労働時間等の問い合わせは
労働者の安全と健康確保の問い合わせは
労災保険・労働保険等の問い合わせは
解雇・賃金の引き下げ・いじめ・いやがらせ等の相談は

第1～4方面 (086-225-0591)
安全衛生課 (086-225-0592)
労災課 (086-225-0593)
総合労働相談コーナー (086-283-4540)



厚生労働省 岡山労働局
岡山労働基準監督署

9月は全国労働衛生週間の準備期間です

平成30年10月1日から10月7日は全国労働衛生週間が「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」をスローガンとして実施されます。その実効性を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とし、下記事項について日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

【重点事項】 一部抜粋

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- (ウ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- (オ) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- (カ) 作業管理・作業環境管理の推進
- (キ) 健康管理の推進
- (ク) 労働衛生教育の推進
- (ケ) こころとからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- (コ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進



労働災害発生状況

2018年発生件数と昨年同時期比較(死亡8/24速報値、休業7/31速報値)

業種	2018年		2017年		増減	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	2	95	1	119	1	24
金属製品	0	15	0	22	0	7
機械器具	1	15	1	21	0	6
化学工業	0	13	0	9	0	4
食料品	0	30	0	27	0	3
その他	1	22	0	40	1	18
建設業	1	47	0	48	1	1
運輸交通業	0	82	1	73	1	9
旅客	0	8	0	7	0	1
道路貨物	0	74	1	66	1	8
第三次産業	2	185	4	172	2	13
商業	0	52	3	64	3	12
保健衛生	0	36	0	38	0	2
接客娯楽	0	35	0	18	0	17
その他	2	62	1	52	1	10
その他の業種	0	11	0	8	0	3
全産業	5	420	6	420	1	0

「休業」は休業4日以上の災害

事業主・労働保険事務組合の皆様へ

労働保険料は口座振替が便利です

「口座振替による納付」のメリット

保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。手数料はかかりません。保険料の引き落としにゆとりができます。

かんたんな手続きで完了

申込用紙を入手

お近くの労働局・労働基準監督署の窓口又は厚生労働省ホームページからダウンロード

金融機関の窓口へ提出

一部の金融機関ではお取り扱いできません

引き落とし前後にはハガキでお知らせします

毎回、引き落とし日(口座振替納付日)の約3週間前に引き落とし内容及び約3週間後に引き落とし結果をハガキでお知らせします

平成30年7月豪雨に伴う「豪雨被害特別相談窓口」を開設しています(086-283-4540)

(事業者向け)

- ・労働条件や労務管理に関する相談
- ・復旧工事の計画など、健康・安全に関する相談
- ・労働保険料の納付期限、猶予等に関する相談

(労働者、求職者向け)

- ・給料の未払い等に関する相談
- ・労災補償給付等に関する相談
- ・解雇、雇止め等に関する相談



いよいよ始まる働き方の改革



「働き方改革」の実現に向けた法整備も行われ、いよいよ本格的に改革に取り組むときがまいりました。長時間労働是正のための労基法制定以来はじめての時間外労働時間規制をはじめとして、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などのための法整備です。

働き方改革は大きな改革ですので、まずは、事業主の皆さまの意識改革が必要です。改正された法令制度をよくご理解いただいた上、必ずしも従来のやり方のみにとらわれることなく、将来のビジョンを見据えた対応をお願いします。

さて、私どもでは、この改革に取り組む事業主の皆さまのための、支援メニューを色々と準備しております。たとえば、本年度から全国の監督署に「労働時間相談・支援コーナー」を設置、あわせて「労働時間改善指導・援助チーム」も編成しております。主に中小企業の事業主の皆さま方に、窓口と電話で労働時間制度などについての相談を行うほか、指導・援助チームでは支援員を派遣するなどして、きめ細やかな相談対応に応じます。ぜひご活用いただき、働き方改革を実現しましょう。

岡山労働基準監督署 署長 岡田康浩